

## 凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)実施要領

「凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)」については、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

### 第1 事業の目的

本県の果樹産地の安定生産体制を構築するため、防霜ファン等の導入を緊急的に進め、凍霜害を未然に防止するための産地体制を整備する。

### 第2 事業の内容

事業実施主体、事業の内容、補助対象経費、補助率等については別表による。

### 第3 事業の成果目標

- 1 本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を事業実施計画に定めなければならない。
- 2 成果目標の目標年度(事業完了から3年後の日が属する年度の年度末)には、事業実施主体の安定生産を図るものとする。

### 第4 事業計画の申請及び承認等

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書(様式第1号)及び事業実施計画承認申請書(様式第2号)を作成し、管轄する農林事務所長(以下「所長」という。)に申請する。
- 2 事業実施主体が市町村域を越える広域的な団体(以下「広域団体」という。)である場合は、事業実施計画書(様式第1号)及び事業実施計画承認申請書(様式第2号)を作成し、主な事業実施地区を管轄する所長に申請する。
- 3 事業実施主体が県全域を範囲とする広域的な農業団体(以下「県域農業団体」という。)である場合は、事業実施計画書(様式第1号)及び事業実施計画承認申請書(様式第2号)を作成し、農林水産部長(以下「部長」という。)に申請する。
- 4 申請を受けた所長は部長に協議を行う。
- 5 所長又は部長(以下「所長等」という。)は、審査の結果適当と認められる場合、事業実施計画の承認を行う。

### 第5 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表1に定める軽微な変更以外の変更を行う場合は、第4の1から3に準じて事業実施計画書(変更)及び事業実施計画変更承認申請書(様式第3号)を所長等へ提出し、申請を受けた所長等は、第4の4及び5に準じて、適当と認められる場合は承認する。
- 2 事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届(様式第4号)により所長等に速やかに届出るものとする。

## 第6 補助

県は、予算の範囲内において、事業実施主体等に対し、交付要綱の定めるところにより補助するものとする。

ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

## 第7 確認検査

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

## 第8 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は事業実施年度翌年からの3年間、凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)内容(実績)(様式第5号)を作成し、翌年度の4月末日までに所長等に報告するものとする。
- 2 所長は、事業実施主体から提出された凍霜害緊急対策事業(果樹産地防霜施設整備対策)内容(実績)(様式第5号)を審査し、翌年度の5月末日までに部長に提出するものとする。

## 第9 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容」の別に定める様式については、様式第1号(添付資料を除く)のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年10月8日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。